

# 振 込 規 定

## 1. (適用範囲)

振込依頼書による当組合または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

## 2. (振込の依頼)

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

①振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。

②振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号・その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預金種目・口座番号が不明な場合は、窓口にご相談してください。

③当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 振込依頼書の記載に不備があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(3) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

## 3. (振込契約の成立)

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 前項により振込契約が成立したときには、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、もしくは振込受付書（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

## 4. (振込の発信)

(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込を発信します。

①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込を発信します。ただし、14時30分以降の受付分については、原則として依頼日の翌営業日に振込を発信します。

②文書扱い振込の取扱は致しておりません。

(2) 振込依頼書の記載内容等に不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。

(3) 通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等、やむを得ない事由によって振込が遅延することもあります。

## 5. (証券類による振込)

小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはいたしません。

## 6. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当組合に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当組合が発信した振込について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当組合からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

## 7. (依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、当組合において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
  - ①訂正の依頼にあたっては、当組合所定の振込組戻し・内容変更依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ②当組合は、振込組戻し・内容変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取扱いについては、提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意を持って認めたとえ、その受取書等を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 前(1)の場合において、振込先の金融機関がすでに振込を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 8. (組戻し)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、当組合において次の組戻しの手続により取扱います。
  - ①組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の振込組戻し・内容変更依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ②当組合は、振込組戻し・内容変更依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③組戻しされた振込資金は、振込組戻し・内容変更依頼書に指定された方法により返却します。

- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意を持って認めたとえ、その資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 前(1)の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

#### 9. (通知・照会の連絡先)

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができない場合、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### 10. (手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、当組合所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しおよび内容変更の受付にあたっては、当組合所定の手数をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しおよび内容変更ができなかった場合は、組戻しおよび内容変更に係る手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をする場合も、当組合所定の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

#### 11. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- ①災害、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ②当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにも関わらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

#### 12. (譲渡、質入れの禁止)

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### 13. (預金規定等の適用)

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

以上